

府中市行財政改革推進プラン検討協議会の公開について（案）

1 会議の公開

附属機関等の会議は、府中市情報公開条例で原則公開とされています。当協議会も例外規定には該当しないため、この原則を遵守することとします。

府中市情報公開条例（抜粋）

（会議の公開）

第32条 附属機関等の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等に特別の定めがある場合
- (2) 不開示情報に該当する事項を審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

2 傍聴希望への対応

(1) 会議開催の周知

会議を開催する際には、広報紙と市ホームページを用いて、会議の開催日時と傍聴者の募集について周知します。

(2) 傍聴者数の制限

傍聴者数の上限は、会議室の広さを考慮し、毎回の会議毎に決定します。また、前日までの申込みを原則とします。

(3) 傍聴者名簿への記入と注意事項の確認

傍聴者には、傍聴者名簿に必要事項を記入してもらいます。また、裏面の注意事項を確認の上、指定する場所で傍聴してもらいます。

(4) 会議資料の配布

当日の会議資料は、傍聴者にも原則として配布します。ただし、資料が多量の場合には会場に備えることとし、傍聴者には閲覧してもらいます。

3 会議録の公開

会議の際には要点記録の形で会議録を作成し、各委員が内容を確認した後、市役所3階市政情報公開室、中央図書館、白糸台図書館、西府図書館及び市ホームページで一般の市民等にもご覧いただけるように公開します。

府中市行財政改革推進プラン検討協議会の傍聴について

傍聴される方は、会議の進行を妨げないよう、次の点をお守りください。

- 1 会場で住所、氏名を記入して、ロビーでお待ちください。事務局がご案内しますので、指定された場所にご着席ください。
- 2 危険物を所持している方、酒気を帯びている方、その他会長が職務遂行上支障があると認める方は、傍聴をお断りします。
- 3 会議中は静粛を旨とし、次の事項をお守りください。
 - (1) 発言、飲食をしない。
 - (2) みだりに席を離れたり、外部に出たりしない。
 - (3) 撮影、録音をしない。
- 4 これらのことに違反し、そのため、協議会の進行が妨害されると認められる場合は、退室していただくことがあります。